

一般会計等財務書類に係る注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

- ・建物 10 年～50 年
- ・工作物 10 年～50 年
- ・物品 3 年～20 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

① 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

② 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部

分を計上しています。

(4) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（当市資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(5) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当なし

(2) 表示方法の変更

該当なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当なし

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

(4) 重大な災害等の発生

該当なし

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当なし

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

② 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

③ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

該当なし

④ 繰越事業に係る将来の支出予定額

該当なし

⑤ 過年度修正等に関する事項

該当なし

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産については該当なし

② PFI 事業に係る資産については該当なし

(3) 行政コスト計算書に係る事項

該当なし

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 106,109 千円 なお内訳は以下の通りです。

業務活動収支	175,508 千円
うち支払利息支出 (+)	11,977 千円
投資活動収支	22,639 千円
うち基金積立支出及び基金取崩収入 (-)	△104,015 千円

② 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

業務活動収支	175,508 千円
投資活動収支 (国県等補助金収入)	0 千円
未収債権、未払債務等の増減	0 千円
減価償却費	△388,548 千円
賞与等引当金繰入額	△84,481 千円
賞与等引当金取崩額	91,451 千円
退職手当引当金取崩額	26,881 千円
資産除売却損	△68,011 千円
純資産変動計算書の本年度差額	△247,200 千円

③ 一時借入金

該当なし

④ 重要な非資金取引

該当なし

連結財務書類に係る注記

1 連結対象団体の範囲

連結対象団体は以下の通り

- (1) 群馬県市町村総合事務組合 (退職手当)
- (2) 群馬県市町村総合事務組合 (消防補償等支給事務)

なお群馬県市町村総合事務組合 (消防賞じゅつ金支給事務) へ負担金を支出しているが、金額が僅少であるため連結対象外とする。